

桂川町若年者専修学校等技能習得資金貸与制度のご案内

- この制度は、将来・社会において有為な人材として活躍が期待されながら、経済的な理由により専修学校等において修業することが困難な方へ、技能習得資金の貸与を行うことにより職業に必要な技能及び知識の習得を援助することを目的としています。

対 象 者	① 令和3年3月に中学校・高等学校を卒業した者 ② 令和2年度に高等学校中退した者
申請書提出期限	令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金）
対象学校	① 専修学校 （1）専門課程（修業年限1年以上2年未満） （2）高等課程（修業年限1年以上） ※修業年限2年以上の学科については技能重視の学科のみ実施 （3）一般課程（修業年限1年以上） ② 各種学校（修業年限1年以上） ※ただし、職業に必要な技術・技能の習得を目的とした学科に限る
収入基準 (①～④のいずれかに 該当)	① 生活保護法に基づく保護を受けている世帯 ② 市町村民税が非課税とされている世帯 ③ 市町村民税が減免されている世帯 ④ 世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯
貸付金額	入校支度金 100,000円 修学資金（月額） 53,000円・・・専門課程 30,000円・・・その他課程
貸付期間	在学期間（留年不可）
貸付利息	無利息
連帯保証人	1人（申請者が未成年のときは親権者又は後見人）
返還期間	貸付期間の3倍以内（ただし、原則最長12年以内）
返還方法	月賦・半年賦・年賦、その他1年以内の割賦
返還猶予	① 高等学校、専修学校若しくは大学等に在学するとき ② 災害又は傷病等により返還することが困難と認められたとき
返還免除	① 貸与を受けた本人が、死亡したとき ② 精神、身体の障害により返還することが出来なくなったとき

【連絡先】 桂川町教育委員会 学校教育課 教務係（桂川町役場2階）

〒 820-0696

桂川町大字土居424番地1

☎ 0948-65-1149（直通） fax 0948-65-3424（代表）